受水槽等（コンクリートを除く）に関する保証書

１　保証の対象とする工事

1. 工事名
2. 引渡し日　　令和　　年　　月　　日

２　保証期間

　　　　　保証期間は、工事請負契約書第31条第４項または第５項（第38条においてこれらの規定を

準用する場合を含みます。）に規定する引渡しの日から５年間とします。

　　３　保証内容

　　　　　保証責任者は、本工事で設置した受水槽、高置（高架）水槽及びし尿浄化槽（槽を支持する

架台を含む。）（以下「受水槽等」といいます。）に漏水が発生した場合は、工事請負契約第41

条に規定する契約不適合の有無に関わらず、無償で当該部分を補修し漏水を防止するとともに、

漏水により建物に生じた損傷を補修します。ただし、当該の漏水が重要でなくかつ補修に過分

の費用を要するときは、発注者の承諾のうえ、補修に代え損害の賠償を行います。

　なお、漏水が工事請負契約第41条に規定する契約不適合に該当する場合、発注者から本保

証責任によらず同契約第41条の規定に基づく契約不適合担保責任を求められたときは異議な

く応じます。

　　４　適用の除外

　　　　　漏水が次の事項に該当する場合は、保証責任者は保証責任を負わないものとします。

1. 天災地変その他不可抗力によるもの。
2. 使用者の管理不十分、使用上の不注意その他使用者の責めに帰すべき事由によるもの。
3. 第三者の故意又は過失によるもの。
4. 引渡後に使用者が行う修繕、増改築、模様替え等に起因するもの。
5. 本工事以外の関連工事の不備に起因するもの。

　　上記の通り保証いたします。

　　令和　　年　　月　　日

（受注者）

住所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

（メーカー）

住所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構　　　　　本部

　本部長　　　　　　　　　　　　殿